

地域連携薬局等に係る認定申請及び協議体制（案）について

1 背景

令和3年8月、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の改正により、「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」（以下「地域連携薬局等」という。）制度が新たに施行する。

※地域連携薬局

入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（かかりつけ機能を強化した薬局）。

※専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局と診療拠点病院をつなぐハブ機能を強化した薬局）。

現在設定されている傷病の区分は「がん」のみ。

2 認定及び協議体制（案）

(1) 申請：薬局を所管する保健所へ提出（手数料あり、1年ごと更新）

(2) 認定：県保健所において事務処理（知事認定証の交付）

秋田市内分は秋田市保健所を経由し秋田中央保健所にて事務処理

(3) 協議体制：薬事審議会部会における地域連携薬局等についての協議

医薬品医療機器等法施行令第1条の3の規定により秋田県薬事審議会において地域連携薬局等の円滑な運用を協議する。

なお、具体的な事務は部会にて行い、秋田県薬事審議会に報告する。

※医薬品医療機器等法施行令第1条の3

法第3条第1項の政令で定める(各都道府県の地方薬事審議会の)事務は、次のとおりとする。

一 法第6条の2第1項（地域連携薬局）の都道府県知事の認定に係る事務

二 法第6条の3第1項（専門医療機関連携薬局）の都道府県知事の認定に係る事務

・地域連携薬局等についての協議を行う部会

ア 部会名称の変更

現：医薬分業推進部会

新：薬局機能強化部会

※医薬分業推進部会は平成18年6月以降、開催実績なし（理由後記）

イ 次期任期（令和3年6月19日）からの部会委員構成（案）

次表の構成を基本とし、団体等の意向を踏まえて薬事審議会会長が定める。

区 分	所 属
薬事に関する団体を代表する者	秋田県薬剤師会
薬事に関する団体を代表する者	秋田県病院薬剤師会
公共的団体を代表する者	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
学識経験者	秋田県医師会：診療所
学識経験者	秋田県医師会：病院
関係行政機関の職員	秋田市保健所

※代表する者：団体から推薦された者

ウ 次回部会議事イメージ

(ア) 報告：地域連携薬局認定申請等の手続き

(イ) 協議：都道府県知事が定める地域連携薬局の基準

※地域連携薬局の基準（医薬品医療機器等法施行規則）

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均2回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。

3 秋田県薬事審議会部会設置要綱の一部改正（案）

改正案	現 行
<p>秋田県薬事審議会部会設置要綱 第1(略)</p> <p>(設置部会)</p> <p>第2 秋田県薬事審議会(以下「審議会」という。)には、次の部会を設置するものとする。</p> <p>(1)毒物劇物取扱者試験部会 (2)薬局機能強化部会 (3)登録販売者試験部会 (4)前各号に掲げるもののほか、健康福祉部長が必要と認めた部会</p> <p>(部会の所掌事項)</p> <p>第3 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。</p> <p>(1)(略) (2)薬局機能強化部会 ア 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に関すること イ かかりつけ薬局機能の強化に関すること (3)(略)</p> <p>第4(略)</p>	<p>秋田県薬事審議会部会設置要綱 第1(略)</p> <p>(設置部会)</p> <p>第2 秋田県薬事審議会(以下「審議会」という。)には、次の部会を設置するものとする。</p> <p>(1)毒物劇物取扱者試験部会 (2)医薬分業推進部会 (3)登録販売者試験部会 (4)前各号に掲げるもののほか、健康福祉部長が必要と認めた部会</p> <p>(部会の所掌事項)</p> <p>第3 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。</p> <p>(1)(略) (2)医薬分業推進部会 ア 「かかりつけ薬局指針(仮称)」の策定に関すること イ 薬局機能情報公表制度の運用に関すること (3)(略)</p> <p>第4(略)</p>

※現行所掌事項「「かかりつけ薬局指針(仮称)」の策定に関すること」について

平成18年6月に医薬分業推進部会での協議を経て、秋田県薬剤師会内にワーキンググループを組織して「かかりつけ薬局指針(仮称)」の草案作成作業を進めることが決定したが、その後日本薬剤師会が「薬剤師の将来ビジョン」(平成25年策定)の、厚生労働省が「患者のための薬局ビジョン」(平成27年策定)の作成作業に着手し、秋田県独自の指針策定はなくなった。

※現行所掌事項「薬局機能情報公表制度の運用に関すること」について

平成19年4月改正薬事法により施行された「薬局機能情報提供制度」の運用に関することが、平成20年5月から医薬分業推進部会の所掌事項となったが、本制度は導入から十余年経ち、現在、安定的に運用されている。また、国が統合的なシステムの運用を検討しており、今後、各県独自の運用は、統一化される方向に進む。